

# 「中小企業等経営強化法」に基づいた中小企業者の 設備投資に係る固定資産税の特例について

知多市総務部税務課

知多市では、中小企業者の設備投資を支援するために、「中小企業等経営強化法」に基づき、「知多市導入促進基本計画」を策定しています。この計画に沿った「先端設備等導入計画」を作成し、本市の認定を受けて設備投資した場合は、一定の条件を満たす資産について、課税標準の特例が適用されます。特例適用を申請される場合は、必要書類を添えて、『事業用家屋及び償却資産に係る課税標準の特例適用申請書』を提出していただく必要があります。

## 1. 特例対象者

資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）  
（先端設備等導入計画については市商工振興課へお問合せください。）

## 2. 特例対象資産

- 生産性向上に資する指標（生産効率・エネルギー効率・精度等）が旧モデル比で年平均1%以上向上する資産であること
- 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
- 中古資産でないこと
- 以下の表の要件にあてはまる資産であること

資産の種類	用途または細目	一台、一基または一の取得価額	販売開始時期
機械及び装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具及び備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備	全て	60万円以上	14年以内
構築物	全て	120万円以上	14年以内
事業用家屋	取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたもの	120万円以上	

## 3. 特例内容

令和5年3月31日までの期間に取得した資産について、3年間固定資産税の課税標準額がゼロになります。都市計画税への適用はありません。

裏面に続く

## 4. 必要書類

### 《共通》

- ・「事業用家屋及び償却資産に係る課税標準の特例適用申請書」 （市税務課HPにあります）
- ・「先端設備等導入計画に係る認定申請書及び同計画書」の写し
- ・市商工振興課が発行する認定通知書の写し
- ・工業会等が発行する証明書の写し

### 《リース取引のうち、リース会社が納税義務者となる場合》

- ・「リース契約書」の写し
- ・公益社団法人リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」の写し

### 《事業用家屋がある場合》

- ・特例対象家屋一覧 （市税務課HPにあります）
- ・建築確認済証の写し
- ・建物の見取り図の写し
- ・先端設備の購入契約書の写し
- ・特例対象家屋の事業用割合を示す書類（法人単独所有の場合は添付不要）

## 5. 申請方法、お問合せ先

特例適用申請については、『4. 必要書類』を提出していただく必要があります。特例適用申請書の送付が必要な場合は、市税務課までご連絡ください。

また、「先端設備等導入計画」に係る認定については、市商工振興課にお問合せください。

＜お問合せ先＞ 知多市総務部税務課 家屋チーム

TEL：0562-36-2636（直通）

0562-33-3151（代表）（内線230、270）